

茨城県建設産業団体連合会長 殿

茨城県土木部長



### 建設工事における労働災害防止対策の強化について

このことについて、茨城労働局から茨城県内における平成27年（11月末現在）の労働災害発生状況（資料1～2）及び労働災害防止に関するチラシ（資料3）の情報提供がありましたので送付いたします。

また、平成27年度県土木部発注の建設工事においても、工事事故が多発している状況です。（事故発生件数9件、うち死亡事故2件：参考資料参照）

つきましては、貴関係団体に対して、些細な行動が重大な事故に結びつくことを常に認識していただくため、安全管理について周知徹底及び指導をお願い申し上げます。

特に、クレーンを取り扱う際の合図時や除草作業時等における事故が多く発生しておりますので、安全対策に努めるとともに、下記の点について、年末年始の作業を含め、さらなる安全対策の徹底に努めてください。

#### 記

- 1 本體工事に係る作業はもとより、車両や建設機械の基本的な操作・点検及び適用範囲に、さらに入念な注意を払うこと。（建設機械施工安全技術指針、建設機械施工安全マニュアル参照。）
- 2 準備工や後片付け工及び軽微な作業等においても、本體工事と同様の安全対策を図ること。
- 3 高所作業を行う場合には、安全帯の使用や転落防止柵・防網の設置等、適切な対策を図ること。
- 4 作業計画及び施工計画書に従い、記載された安全管理の確認・指導及び、新規入場者教育、KY活動等、再度徹底すること。
- 5 事故発生時には速やかに監督員に報告すること。また、緊急時（休日等）の連絡体制について、監督員と受注時に確認しておくこと。
- 6 年末・年始における工事現場の安全管理及び保安全管理の徹底を図ること。
- 7 発注機関と合同で安全管理に関する説明会を開催し、建設業者へ安全管理の観点を明確に伝えること。（説明会を開催する際には、労働基準監督署や建設機械メーカーから講師を派遣依頼するなど工夫すること。）

# 平成27年度に発生した工事事故の概要

参考資料

事故発生日	事故内容	被害の程度 (人身:休業4日以上)	留意事項
1 3/31 (火) 2:35頃	・側面足場で板張防護の撤去による杉板の荷卸しの中継作業中に、次の荷卸し箇所へ移動する際、足場板を踏み外し道路側へ墜落し負傷。	急性硬膜外血種、脳挫傷、肋骨骨折、肺挫傷 (全治12週間) (下請作業員)	<p>&lt;原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横移動時に無胴網状態が発生し、足場板を踏み外し墜落。</li> </ul> <p>&lt;再発防止策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な人員配置、作業手順の徹底、安全意識の向上。</li> <li>・工事再開は、事前に本課と協議する。</li> </ul>
2 7/11 (土) 12:07頃	・起重機船から岸壁へ積み下ろす作業中に、釣り上げたブロックと起重機船におかれていたブロックとの間にはさまれ被災。	重症頭部外傷、胸部外傷 (死亡) (下請作業員)	<p>&lt;原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決められた合図者以外の者が玉掛け後の作業員の待避を確認せずに合図し、クレーンオペレーターが巻き上げ作業を実施したため。</li> </ul> <p>&lt;再発防止策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な人員配置、作業手順の徹底、安全意識の向上。</li> </ul>
3 8/25(火) 10:00頃	・肩掛け式刈払機にて除草作業中に、刈払機の刃が葛のツルにあたり、その反動で作業員が体勢を崩し転倒した際に、本人が操作していた肩掛け式刈払機の刃が左足裏に当たり負傷。	骨折 (全治1ヶ月) (下請作業員)	<p>&lt;原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防内には今回刈払機の刃があたった硬い植物(葛の茎部分)などの障害物が存在している可能性など、危険予知が出来ていなかった。</li> </ul> <p>&lt;再発防止策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理の徹底指導</li> </ul>
4 9/5(土) 11:00頃	・河川堤防の裏面をハンドガイド式除草機で除草中、バックしたところ、段差にのり上げ、バランスを崩し、作業員が機械から落ち、左足が機械の下敷きになり負傷。	左足切断 (不明) (元請)	<p>&lt;原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な範囲(勾配が急)があつたにもかかわらず、その範囲を明確にしておらず、旋回の際に転倒する危険予知が出来ていなかった。</li> </ul> <p>&lt;再発防止策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前に危険箇所巡視</li> <li>・安全管理の徹底指導</li> </ul>
5 9/25 (金) 11:15頃	・現場の後片付けに際し、敷鉄板を大型トラックに積むため、クレーン機能付きバックホウにて吊り上げていたところ、吊り具が敷鉄板から外れ、倒れて被災者に接触し、敷鉄板と地面の間に両足首が挟まれて負傷。	左足関節内果骨折 (全治1ヶ月) (下請作業員)	<p>&lt;原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け作業員がバックホウ運転手に始動の合図を行い、敷鉄板がつり上がったことを確認した時点で、合図をまって補助作業員が敷鉄板に近づくと、被災者は鉄板がつり上がったものと思い込み、合図を待たずに敷鉄板に近づき、立入禁止の範囲に入ってしまった。</li> </ul> <p>&lt;再発防止策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者による講義を行う。</li> <li>・安全衛生協議会では、下請から意見を促すなど活性化を図る。</li> </ul>
6 9/29 (火) 15:00頃	・河川法面上でハンドガイド式除草機により草刈り中に、除草機が転倒し、作業員が巻き込まれて被災	(死亡) (元請作業員)	<p>&lt;原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な範囲(勾配が急)があつたにもかかわらず、その範囲を明確にしておらず、旋回の際に転倒する危険予知が出来ていなかった。</li> </ul> <p>&lt;再発防止策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前に危険箇所巡視</li> <li>・安全管理の徹底指導</li> </ul>
7 10/10 (土) 10:00頃	・敷鉄板の敷設替えをする際、バックホウで敷鉄板をつって移動しようとしたところ、金具が動き、金具と敷鉄板の間に左指中指、薬指を挟んだ。	左指中指、薬指骨折 (不明) (元請作業員)	<p>&lt;原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業方法を決定していなかった。</li> <li>・定格荷重を超えていた。</li> <li>・合図者を決めていなかった。</li> </ul> <p>&lt;再発防止策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理の徹底指導</li> </ul>
8 10/30 (金) 14:00頃	・敷鉄板をトラックから降ろしているところ、安全フックがない吊り金具を使用していたため、敷鉄板が外れ作業員の左足にあたった。	左足の親指、人差し指、小指の足の甲側の骨を骨折。 (休業30日) (元請作業員)	部会開催前
9 11/28 (土) 9:20頃	・ハンドガイド式除草機で事業地を除草していたところ、切り株にぶつかり作業員が落下。落下する際、バックギアに入ってしまったため、キャタピラに陥まれ負傷。	膝下複雑骨折 (休業不明) (元請作業員)	部会開催前

## 平成 2 7 年 死 亡 災 害 事 例

## 資料 2

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.1 1月 4～5時	配達員 70歳代 40年	新聞販売業	交通事故 (道路) 乗用車・バ ス・バイク	新聞配達のため片側 1 車線の直線道路をバイクで走行中、後ろから乗用車に追突され、死亡した。
No.2 1月 16～17時	建設機械 運転者 30歳代 16年	港湾荷役業	はさまれ・ 巻き込まれ 整地・運 搬・積込用 機械	接岸中の貨物船の船倉内において、石炭をブルドーザーにより集める作業中、1.4mの落差のある箇所を走行した際にブルドーザーの運転席から投げ出され、すぐに運転席へ乗り込もうとした際、ブルドーザーの履帯（クローラ）に巻き込まれ、死亡した。
No.3 1月 6～7時	作業員・ 技能者 50歳代 32年	港湾海岸 工事業	おぼれ 移動式 クレーン	防砂堤ブロック据付工事のため停泊中の台船で作業終了後、同僚と食事し飲酒した後台船の居室へ戻ったが、その後行方不明となった。約 1 ヶ月後、付近の海岸で遺体が発見された。台船付近の海上にサンダルが浮いていたため海へ転落したものと推定される。
No.4 1月 15～16時	その他の 作業員 60歳代 1年	農業	墜落・転落 はしご等	植木の剪定作業中、脚立から墜落し、近くにあった柵に腹部等を強打して負傷し、その 2 週間後に死亡した。
No.5 2月 10～11時	その他の 職種 80歳代 50年	その他の林業	飛来・落下 移動式 クレーン	雑木林で伐倒した玉切材（原木丸太）を、小型移動式クレーンの荷台へ積み込む作業中、後退りした被災者が斜面に足を取られ、約 1.7m 下に転落した。その直後に並べていた玉切材も転がって落下し、被災者が下敷きとなり死亡した。
No.6 2月 16～17時	大工 60歳代 50年	鉄骨・鉄筋コ ンクリート造 家屋建築 工事業	墜落・転落 開口部	鉄骨 2 階建て店舗の新築工事現場で 2 階床面（高さ約 3.25m）の墨出し作業中、開口部（750mm×750mm）より 1 階床面へ墜落し、翌日死亡した。
No.7 2月 22～23時	貨物自動車 運転者 50歳代 12年	一般貨物自動 車運送業	その他 起因物なし	トラックを運転して道路を走行中、T 字路を右折したとき縁石に乗り上げブロック塀に衝突した。 右折直前にくも膜下出血を発症したとみられ、4 日後に死亡した。 （過重労働により労災認定）
No.8 3月 8～9時	板金工 50歳代 28年	その他の建築 工事業	墜落・転落 屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	スレート屋根の改修工事のため、2 名でスレート屋根上に上り、墜落防止用のネットをスレート上に設置する作業中、スレート屋根を踏み抜き、高さ約 5m 下のコンクリート床面に墜落し、死亡した。

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			起因物		
No.9 3月 8～9時	造園工 60歳代 1年	その他の建設 業—その他	墜落・転落	立木等	神社敷地内にて、伐倒木の枝（高さ1.3m）に登り、チェーンソーで枝を切っていたところ、バランスを崩して墜落し、翌日、搬送先の病院で死亡した。
No.10 3月 13～14時	大工 60歳代 48年	木造家屋建築 工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	木造建築工事現場において棟上作業中、梁に載せられていた木材の上に乗ったところ、それが揺動して約3m下の床面に墜落し死亡した。
No.11 3月 14～15時	作業員・ 技能者 40歳代 1ヶ月	建築設備 工事業	墜落・転落	通路	工事現場の崖沿いに仮設された作業用道路を乗用車で移動中、崖から約10m下の雑木林に転落し、車と地面の間に挟まれ死亡した。
No.12 5月 8～9時	作業員・ 技能者 30歳代 1年	その他の 鉄鋼業	激突され	機械装置	トレーラーの荷台に積まれた廃棄機械を荷下ろしするため、荷台に上がって機械を固定していたワイヤーロープを外していたところ、機械が倒れて、被災者の胸部に当たった。被災者は、機械の下に倒れ死亡した。
No.13 5月 8～9時	作業員・ 技能者 40歳代 12年	その他の 卸売業	はさまれ・ 巻き込まれ	金属材料	フォークリフト等の解体ヤードで、廃車フォークリフトを解体していたところ、隣の廃車フォークリフトのヘッドガード上に置かれていた金属材料が、突然マスト側に滑落したことによりマストが傾き、解体作業していたフォークリフトのヘッドガードの支柱と、傾いたマストとの間に胸部を挟まれ死亡した。
No.14 5月 9～10時	貨物自動車 運転者 60歳代 7年	一般貨物自動 車運送業	崩壊・倒壊	人力運搬機	4tトラックのパワーゲートを使用して、折りたたみコンテナを積んだカゴ台車（重量約30kg/個）の荷下ろしをしていたところ、荷室のカゴ台車がパワーゲート上のカゴ台車に倒れこみ、さらにそのカゴ台車が倒れてきたため被災者が避けようとした際、バランスを崩して地上に仰向けに倒れ、翌日死亡した。
No.15 7月 12～13時	作業員・ 技能者 40歳代 16年	畜産業	激突され	その他の 環境等	競馬場敷地内で、競走馬を引いて周回行動をしていたところ、馬が植え込みに進入したため、引綱を引いて戻そうとしたところ、馬の左後足に後頭部を蹴られ、4日後に死亡した。
No.16 7月 13～14時	清掃員 40歳代 5年	ビルメンテナ ンス業	その他	その他の 環境等	除草作業中、蜂に刺されて負傷し、入院していたが翌日死亡した。
No.17 9月 9～10時	貨物自動車 運転者 50歳代 30年	一般貨物自動 車運送業	崩壊・倒壊	金属材料	25tトレーラーから2段積みしていたH鋼（長さ12m、重さ約2.9t×12本）を荷卸しのため、玉掛け作業をしていたところ、H鋼が倒れ、頭等を挟まれ死亡した。

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			起因物		
No.18 9月 12～13時	貨物自動車 運転者 50歳代 14年	一般貨物自動車 運送業	おぼれ	水	2tトラックで荷を運ぶため走行中、冠水した道路でトラックが水没した。そのため事業場へ連絡し、トラックから降りて徒歩で事業場方面へ歩いていったところで連絡が途絶え、3日後に死亡が確認された。 鬼怒川の堤防決壊により、濁流に飲み込まれ溺死したものと推定される。
No.19 9月 13～14時	作業員・ 技能者 20歳代 1年	上下水道 工事業	転倒	移動式 クレーン	給水管敷設工事の現場で、鉄板を敷設するため、移動式クレーン機能付きドラグショベル（吊り上げ荷重0.81t）で約450kgの鉄板を吊り上げ旋回していたところ、ドラグショベルが転倒し、運転席のヘッドガードと地面に頭を挟まれ死亡した。
No.20 9月 14～15時	作業員・ 技能者 60歳代 0ヶ月	上下水道 工事業	転倒	その他の 一般動力機 械	自走式草刈機（立ち乗り型）を運転して河川の堤防斜面の除草作業中、草刈機が転倒してその下敷きになった。
No.21 9月 9～10時	作業員・ 技能者 30歳代 1年	その他の事業 ーその他	はさまれ・ 巻き込まれ	高所作業車	道路の陸橋の調査業務において、被災者は、高所作業車の作業床の上に乗る、橋梁の（コンクリート）床板の（打音）検査を行なった後、高所作業車を移動させようとして操作したところ、被災者の頸部が作業床の手すりや橋梁の床板との間に挟まれ、病院に搬送されたが、4日後に死亡した。
No.22 10月 15～16時	作業員・ 技能者 60歳代 30年	その他の 広告・ あっせん業	墜落・転落	はしご等	木造平屋建ての事務所の軒下の補修作業中、高さ1.7mの脚立から墜落して死亡した。
No.23 10月 12～13時	営業・販売 関連事務員 60歳代 43年	その他の 小売業	交通事故 (道路)	乗用車・バ ス・バイク	得意先での会議に出席するため、会社から社有車のある駐車場へ徒歩で移動中、交差点の青信号で横断歩道を渡っていたところ、右折してきた乗用車にはねられ、死亡した。
No.24・25 10月 5～6時	作業員・ 技能者 50歳代 21ヶ月 60歳代 32ヶ月	鉄道軌道建設 工事業	交通事故 (道路)	乗用車・バ ス・バイク	線路のレール交換工事を終了し、ワゴン車で会社事務所へ戻る途中、センターラインをはみ出して、対向車の4トントラックと正面衝突し、2名が死亡し、1名が負傷した。また、トラック運転手も負傷した。
No.26 10月 11～12時	貨物自動車 運転者 50歳代 1年	一般貨物自動車 運送業	墜落・転落	トラック	木造住宅の建築工事現場において、被災者が4tトラックのキャビン上（高さ2.5m）に立ち、床材を別のクレーン車で下ろすために玉掛け作業を行った後、地上に墜落し死亡した。いずれの場所から墜落したかは不明。



NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.27 10月 8～9時	造園工 60歳代 3年	その他の土木 工事業	墜落・転落	立木の剪定中、高さ約1.7mの三脚脚立から 地上に墜落し、7日後に死亡した。
			はしご等	

表1 茨城県内の労働災害発生状況(平成27年)

(平成27年11月25日時点)

業種別	死傷者数 (休業4日以上)		死亡者数		増減			
	26年	27年	26年	27年	休業(%)		死亡(%)	
	1月~10月	1月~10月	1月~10月	1月~10月				
計	2,152	2,150	34	27	-2	(-0.1)	-7	(-20.6)
製造業	624	611	8	1	-13	(-2.1)	-7	(-87.5)
食料品	172	170	0	0	-2	(-1.2)	0	(0.0)
化学	53	57	0	0	4	(7.5)	0	(0.0)
金属製品	114	106	1	0	-8	(-7.0)	-1	(0.0)
建設業	287	258	8	11	-29	(-10.1)	3	(37.5)
土木	62	61	1	6	-1	(-1.6)	5	(500.0)
建築	143	122	4	4	-21	(-14.7)	0	(0.0)
その他	82	75	3	1	-7	(-8.5)	-2	(-66.7)
運輸交通業	315	303	4	5	-12	(-3.8)	1	(25.0)
道路貨物運送業	278	271	4	5	-7	(-2.5)	1	(25.0)
貨物取扱業	29	21	2	1	-8	(-27.6)	-1	(-50.0)
農林業	37	45	0	2	8	(21.6)	2	
畜産水産業	83	112	2	1	29	(34.9)	-1	(-50.0)
商業	280	290	4	3	10	(3.6)	-1	(-25.0)
小売業	228	232	4	2	4	(1.8)	-2	(-50.0)
社会福祉施設	76	100	0	0	24	(31.6)	0	(0.0)
その他	421	410	6	3	-11	(-2.6)	-3	(-50.0)

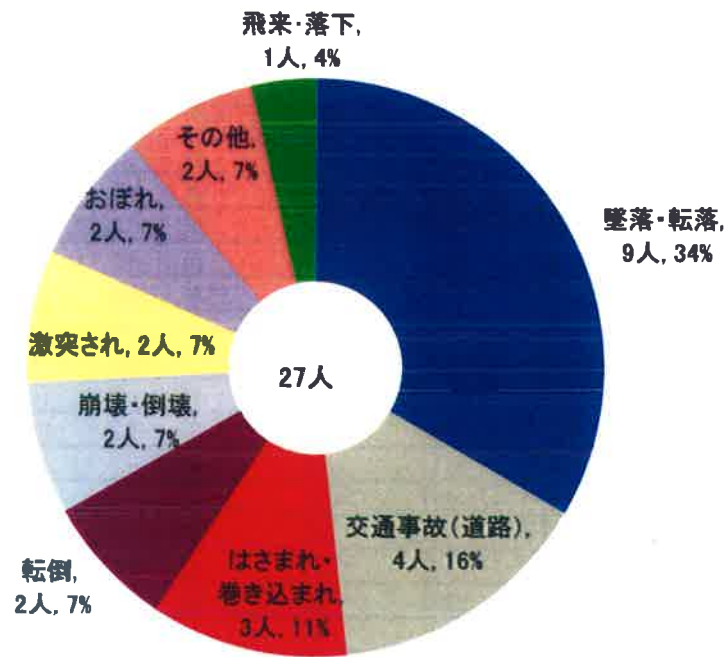
表2 茨城県内の労働災害発生状況(平成26年)

(確定)

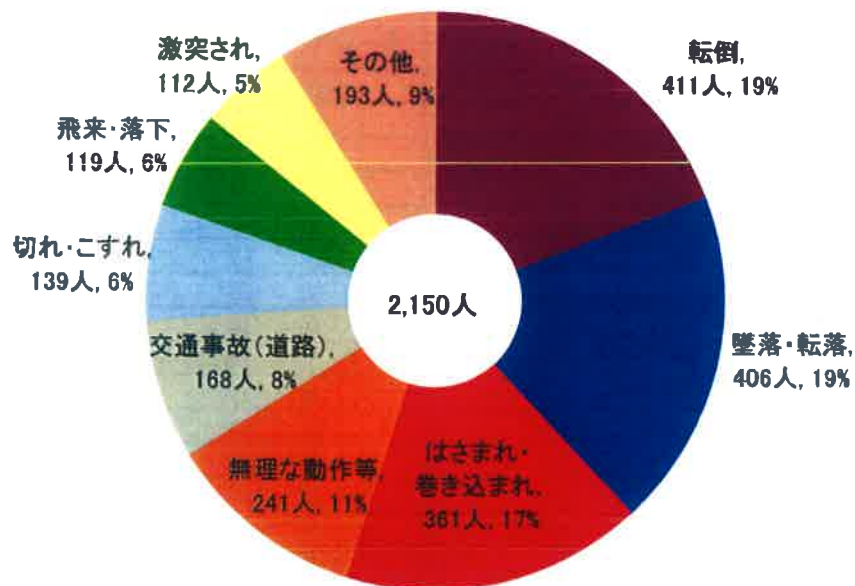
業種別	休業4日以上		死亡者数		増減			
	25年	26年	25年	26年	休業(%)		死亡(%)	
	1月~12月	1月~12月	1月~12月	1月~12月				
計	2,757	2,884	35	40	127	(4.6)	5	(14.3)
製造業	790	838	7	9	48	(6.1)	2	(28.6)
食料品	230	244	0	1	14	(6.1)	1	(0.0)
化学	60	68	2	0	8	(13.3)	-2	(-100.0)
金属製品	165	156	1	1	-9	(-5.5)	0	(0.0)
建設業	358	375	12	10	17	(4.7)	-2	(-16.7)
土木	101	78	4	1	-23	(-22.8)	-3	(-75.0)
建築	176	192	5	6	16	(9.1)	1	(20.0)
その他	81	105	3	3	24	(29.6)	0	(0.0)
運輸交通業	427	398	4	6	-29	(-6.8)	2	(50.0)
道路貨物運送業	371	352	4	6	-19	(-5.1)	2	(50.0)
貨物取扱業	31	38	0	2	7	(22.6)	2	(0.0)
農林業	41	57	1	0	16	(39.0)	-1	(-100.0)
畜産水産業	126	119	0	2	-7	(-5.6)	2	
商業	346	383	8	4	37	(10.7)	-4	(-50.0)
小売業	272	305	7	4	33	(12.1)	-3	(-42.9)
社会福祉施設	109	108	0	0	-1	(-0.9)	0	(0.0)
その他	529	568	3	7	39	(7.4)	4	(133.3)

## 平成27年1月から10月の労働災害発生状況

### 死亡災害



### 死傷災害(休業4日以上)





## 事業者の皆様へ

## 年末・年始労働災害防止強化運動実施中

期間 平成27年12月1日から平成28年1月31日

スローガン 『「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始』

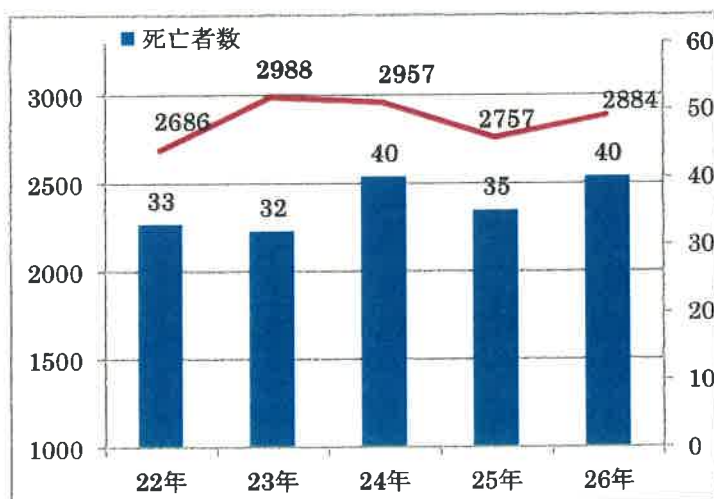
## 労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします

茨城県内の休業4日以上の労働災害は、長期的に見れば着実に減少しておりますが、平成26年は前年に比べて大幅に増加しました。本年においては、10月末現在で、死亡者数と死傷者数がともに小幅な減少という状況になっています。労働災害の防止のためには、それぞれの事業場が安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底して行くことが必要です。

年末年始は、あわただしく、大掃除や機械の点検・整備など非定常時作業が多くなることから、労働災害のリスクが高くなりますので、作業手順の遵守や非定常時作業時における安全確保の確認等に努めることが普段にも増して重要となります。

事業者の皆様におかれましては、実施事項に基づき職場の総点検を実施する等、より一層の労働災害防止の取組をお願いいたします。

(県内の労働災害の推移)



	26年	27年	増減数
死亡者数	34	27	-7
死傷者数	2,152	2,150	-2

主な業種の休業4日以上の災害発生状況

業種	26年	27年	増減数
製造業	624	611	-13
建設業	287	258	-29
道路貨物運送業	278	271	-7
商業(小売業)	228	232	4

(上記の数値は、10月末現在)

## 事業場の実施事項

- 1.経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- 2.事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- 3.リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- 4.KY(危険予知)活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S活動)を積極的に推進する。
- 5.各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。また、選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。



茨城労働局・各労働基準監督署

## 主な業種の労働災害防止対策

### 1 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

- (1) 機械設備の回転部分などに安全カバーを取り付けましょう。
- (2) 機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられているか確認しましょう。
- (3) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場など水を扱う職場は滑り止めの作業靴を使いましょう。

### 2 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置など墜落防止対策の不備が原因です。

- (1) 労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。
- (2) はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
- (3) 建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- (4) 掘削作業を行うときは、土砂崩壊防止のため、土止め支保工を設置しましょう。

### 3 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方のご理解とご協力が必要です。

- (1) 荷台への昇降の際は、はしごや作業台を使用しましょう。
- (2) 積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- (3) ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。

### 4 第三次産業対策

商業や社会福祉施設では、転倒災害が多く発生しています。特に、社会福祉施設では腰痛も多く発生しています。

- (1) 安全推進者を選任し、安全推進者が中心となって労働災害防止対策に取り組みましょう。
- (2) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- (3) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を積極的に推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- (4) 正しい荷物の持ち方など腰痛防止の教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。